

## 最低制限価格制度実施試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）及び木曾町財務規則第108条の規定に基づき、最低制限価格を設ける場合の取り扱いについて定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 委託業務等 製造その他についての請負契約をいう。

### (対象)

第3条 この要領は、建設工事及び委託業務等の競争入札に適用する。

### (最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、予定価格の80%として設定し（1円未満切捨）、予定価格調書に記載するものとする。

### (周知)

第5条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

### (入札の執行)

第6条 入札執行者は、最低制限価格未満の価格で入札が行われた場合は、当該入札者を落札者としなないこととする。この場合、入札者に対し当該入札者は落札者としなない旨を告げるものとする。

- 2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札を行った者があるときは、このうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者と決定するものとする。

### (対象外)

第7条 最低制限価格を設定することが必要でないと認めるときは、これを設定しないものとする。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。